

令和7年度(令和6年分)市県民税 申告書の書き方

ご記入ください

令和7年度 市県民税・国民健康保険税 申告書

行政区		管理番号		宛名番号	
受付印	現住所	職 業			
加西市長 様	1月1日現在の住所	電 話 番 号			
	個人番号 フリガナ				
提出年月日 令和 年 月 日	氏 名	生年 月 日	大・昭 平・令	年 月 日	

◎所得の種類及び内容

営 業 等 所 得	卸売業、小売業、製造業、大工、外交員などの事業から生じる所得
農 業 所 得	農産物の生産・果樹などの栽培・家畜の飼育などの事業から生じる所得
不 動 産 所 得	借家・貸事務所・貸ガレージ・借地権設定などの事業から生じる所得
利 子 所 得	公社債、預貯金の利子などから生じる所得（源泉分離課税分を除く）
配 当 所 得	株式配当・出資の配当・剰余金の分配などの所得
給 与 所 得	俸給・給料・賃金・賞与などの所得
雑 所 得	年金・原稿料・講演料・賃金利子（非営業の利子に限る）などの所得
総 合 譲 渡 所 得	車両・借地権・機械などの資産の譲渡による所得
一 時 所 得	賞金・懸賞当せん金・競馬競輪の払戻金・生命保険金などの所得

◎「1収入金額等」及び「2所得金額」欄の記入方法

1 収 入 金 額 等	事 業	営業等	ア		円
		農 業	イ		
		不動産	ウ		
		利 子	エ		
		配 当	オ		
		給 与	カ		
		公的年金等	キ		
	雑	業 務	ク		
		その他	ケ		
	総合譲渡	短 期	コ		
		長 期	サ		
		一 時	シ		
2 所 得 金 額	事 業	営業等	①		
		農 業	②		
		不動産	③		
		利 子	④		
		配 当	⑤		
		給 与	⑥		
		公的年金等	⑦		
	雑	業 務	⑧		
		その他	⑨		
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩		
		総合譲渡・一時	⑪		
		合 計	⑫		

○営業等「ア」、農業「イ」、不動産「ウ」及び営業等「①」、農業「②」、不動産「③」

申告書裏面の「7事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項」の収入金額を「ア」、「イ」、「ウ」に、所得金額(収入金額－必要経費－専従者控除額)を「①」、「②」、「③」に記入してください。なお、専従者控除額がある場合は、「11事業専従者に関する事項」も記入します。

※事業専従者とは・・・

あなたと生計を一にする15歳以上の親族で本年中に6ヶ月を超える期間その仕事に従事した人です。

- ・配偶者白色専従者：最高86万円
- ・その他白色専従者：最高50万円

○配当「オ」及び配当「⑤」

申告書裏面の「8配当所得に関する事項」の収入金額の合計を「オ」に、所得金額(収入金額－必要経費)の合計を「⑤」に記入してください。

○給与「カ」及び給与「⑥」

源泉徴収票の給与支払金額(複数ある場合は合計)を「カ」に記入してください。源泉徴収票のない場合は、申告書裏面の「6給与所得の内訳」に記入するなどして計算した年間の給与収入金額を記入してください。

「⑥」については次のページに記載している【給与所得金額の速算表】により求めた金額を記入します。

○公的年金等「キ」、業務「ク」、その他「ケ」及び公的年金等「⑦」、業務「⑧」、その他「⑨」

公的年金等の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計)を「キ」に、原稿料などの副収入および、家内労働者や外交員、電力量計の検針等、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務として得た収入金額の合計を「ク」に、それ以外の雑所得の収入金額の合計を「ケ」に記入してください。また、申告書裏面の「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」には、公的年金以外の業務収入及びその他収入を記入してください。「⑦」については次のページに記載している【公的年金等所得金額の速算表】により求めた金額を、⑧及び⑨には「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」の「収入金額－必要経費」の種目毎の合計を記入します。

○総合譲渡短期「コ」、総合譲渡長期「サ」、一時「シ」及び総合譲渡・一時「⑪」

申告書裏面の「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の収入金額を「コ」、「サ」、「シ」に記入してください。

【給与所得金額の速算表】

※B＝A÷4（千円未満の端数切捨て）

給与等の収入金額 A	給与所得の金額	給与等の収入金額 A	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	B×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	A－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	B×2.8－80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	B×3.2－440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	A－1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

【公的年金等所得金額の速算表】

		公的年金等雑所得の金額		
年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和35年 1月2日以後 生まれ)	～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×75％－275,000円	収入金額×75％－175,000円	収入金額×75％－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×85％－685,000円	収入金額×85％－585,000円	収入金額×85％－485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×95％－1,455,000円	収入金額×95％－1,355,000円	収入金額×95％－1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳以上 (昭和35年 1月1日以前 生まれ)	～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×75％－275,000円	収入金額×75％－175,000円	収入金額×75％－75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×85％－685,000円	収入金額×85％－585,000円	収入金額×85％－485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	収入金額×95％－1,455,000円	収入金額×95％－1,355,000円	収入金額×95％－1,255,000円
	10,000,000円 ～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

◎「3所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4所得から差し引かれる金額」欄の記入方法

次の内容に該当する場合は、該当欄に必要事項を記入してください。
なお、「4 所得から差し引かれる金額」については、以下の計算により求めた金額を記入します。

控 除 の 種 類 ・ 要 件 ・ 控 除 額 等				
㊸雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の有する資産について、令和6年中に災害等により損失がある場合に控除できます。 ※ 災害等に関連して支出した金額の「領収書」の添付が必要です。出た金額の「領収書」の添付が必要です。
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円	円	
○控除額の計算方法・・・次のアとイのうちいずれか多い方の金額 ア「差引損失額」－「総所得金額等」×10％ イ「災害関連支出の金額」－5万円				
㊹医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族に係る医療費について、あなたが令和6年中に支払った医療費等がある場合に控除できます。 ※ 医療費控除の明細書」又は「医療費通知」の添付が必要です。	
	円	円		
○控除額の計算方法・・・ (支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－(10万円または総所得金額の合計額の5%のいずれか少ない額) なお、200万円を控除の限度とします。				
＜医療費控除の特例＞ 健康の保持予防のために健康診断など一定の取り組みを行っている人が、自己又は生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を購入した場合に控除できます。医療費控除の特例を受ける場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記載してください。 なお、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。 (特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補填された金額)－12,000円(控除限度額：88,000円) ※「セルフメディケーション税制の明細書」及び「健康診断の結果通知書等の写し」の添付が必要です。				
㊻社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などについて、あなたが、令和6年中に支払った場合に控除で※国民年金保険料については、支払証明書の添付が必要です。添付が必	
		円		
	合 計			
なお、生計を一にする配偶者などの親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、後期高齢者医療保険料及び、国民健康保険税については、あなたの控除対象になりません。				

⑭小規模企業共済等掛金控除・・・

令和6年中にあなたが支払った小規模企業共済等法第2条の3による第一種共済掛金、地方公共団体が条例により実施する心身障害者扶養共済制度による掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金等が控除できます。

⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
介護医療保険料の計		
円		

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等、または個人年金保険契約等に基づいて、あなたが令和6年中に支払った保険料がある場合は控除で※控除証明書の添付が必要です。必要です。なお、平成25年度より、新契約及び旧契約が区分されていますので、控除証明書をご確認ください。

○控除額の計算方法・・・

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）		平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
～15,000円	支払保険料等の金額	～12,000円	支払保険料等の金額
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+ 6,000円
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
70,001円～	一律35,000円	56,001円～	一律28,000円

※各保険料控除を合計した所得控除の限度額は70,000円です。

※新旧契約がある場合の控除額の計算

- ・新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額（限度額28,000円）
- ・新契約のみで計算した金額（限度額28,000円）
- ・旧契約のみで計算した金額（限度額35,000円）

⑯地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が所有する居住用家屋や家財を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等について、あるいは、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等について、あなたが令和6年中に支払った保険料等がある場合は控除で※控除証明書の添付が必要です。

因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等について、あるいは、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等について、あなたが令和6年中に支払った保険料等がある場合は控除で※控除証明書の添付が必要です。

○控除額の計算方法・・・

区 分	年間の支払保険料の合計額	控除額
地 震 保 険 料	～50,000円	支払保険料の1/2
	50,001円～	25,000円
旧 長 期 損 害 保 険 料 (保険期間10年以上、満期返戻金あり、平成18年12月31日までに締結されたもの)	～ 5,000円	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料の1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円
地震保険料と旧長期損害保険契約の両方の場合：地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額＝控除額（限度額25,000円） ※ 旧長期損害保険契約の支払い保険料のうち、地震保険料と旧長期損害がある場合は、いずれか一つの保険料のみが対象となります。		

⑰～⑱ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰□寡婦控除 〔□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還〕	⑱ □ひとり親控除 □ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)
-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------	---------------------

⑰寡婦控除・・・i)夫と死別した後婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ii)夫と離婚後、再婚していない人で、扶養親族を有する人 i～iiいずれかに該当し、かつ⑱ひとり親控除に該当しない方が対象となります。

⑱ひとり親控除・・・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない）を有する現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明などの方が対象となります。

※⑰・⑱については、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある場合、または合計所得金額が500万を超える場合は対象外となります。

○控除額・・・寡婦：26万円 ひとり親：30万円 勤労学生：26万円

⑳障害者控除	氏名	障害の程度	特別障害・その他障害
	個人番号		
	氏名	障害の程度	特別障害・その他障害
	個人番号		

あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合に該当します。障がい者のうち身体障害者手帳1級または2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A判定の方などは特別障害者に該当します。（※記入に代えて、手帳の写しを添付いただいても結構です。）

○控除額・・・普通障害者：26万円 特別障害者：30万円（同居特別障害者の場合は23万円加算）

②① ～ ②② 配偶者控除・ 配偶者特別控 除、同一生計 配 偶 者	配偶者の氏名		生年月日		大・昭 平・令	・	・	・
			配偶者の 合計所得金額					円
	個人番号							☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)

配偶者控除または老人配偶者控除の対象となるのは、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で合計所得が48万円以下の人です。
また、配偶者特別控除の対象となるのは、あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の事業専従者を除く)で合計所得金額が48万円超133万円以下の人です。

○配偶者控除

○老人配偶者控除

納税者本人の 合計所得金額	控除額 (一般)	控除額 (老人)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

○配偶者特別控除

※()は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が、それぞれ900～950万円、950～1,000万円の場合

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	33 (22・11) 万円	115万円超120万円以下	16 (11・6) 万円
100万円超105万円以下	31 (21・11) 万円	120万円超125万円以下	11 (8・4) 万円
105万円超110万円以下	26 (18・9) 万円	125万円超130万円以下	6 (4・2) 万円
110万円超115万円以下	21 (14・7) 万円	130万円超133万円以下	3 (2・1) 万円

※配偶者控除、老人配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができる人は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

②③ 扶養 控 除	氏名	生年月日		同居・別居 の区分	続柄	控除額	
		大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
		大・昭 平・令		・	・	・	万円
	2	大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
		大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
	3	大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
		大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
	4	大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
		大・昭 平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
16 歳 未 満 (控 除 対 象 外)	1	平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
	2	平・令		・	・	・	万円
		個人番号					
	3	平・令		・	・	・	万円
		個人番号					

扶養親族のうち、19歳～22歳
(H14. 1. 2～H18. 1. 1生)の人を特定扶養、70歳以上 (S30. 1. 1以前生)の人を老人扶養(配偶者)、老人扶養のうち所得者等の直系尊属であなまたはその配偶者のいずれかと同居している人を同居老親、それ以外の人を一般扶養といいます。
※16歳未満 (H21. 1. 2以後生)の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。
※控除の対象となるのは、あなたと生計を一にする扶養親族(事業専従者を除く)で令和6年中の合計所得が48万円以下の人です。

○控除額
一般の扶養親族 33万円
特定扶養親族 45万円
老人扶養親族 38万円
同居老親等扶養親族 45万円

②④基礎控除

前年の合計所得金額が2,400万円を
超える人については、その前年の合計所得
金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を
超える人については、適用はありません。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

◎「5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」欄の記入方法

☐ 給与から差引き (特別徴収)	☐ 自分で納付 (普通徴収)
---	---------------------------------------

※どちらにも選択が無い場合は、給与から
差引き(特別徴収)となります。

・ 令和7年4月1日に65歳未満の人

給与以外の所得に係る市・県民税を、給与から差引きするか自分で納付するかを選択してください。

・ 令和7年4月1日に65歳以上の人

給与及び公的年金等以外に係る市・県民税を、給与から差し引きするか自分で納付するかを選択してください。

◎その他

- ・ 令和6年中の収入金額が0円の場合は、表面の「合計⑫」欄に“0”と記入してください。
- ・ 給与収入のみの方は、源泉徴収票や給与明細書の写しを添付いただきましたら、氏名住所欄以外は記入不要です。
- ・ その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

加西市役所 税務課 税制係
TEL 0790 (42) 8712 (直通)